

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

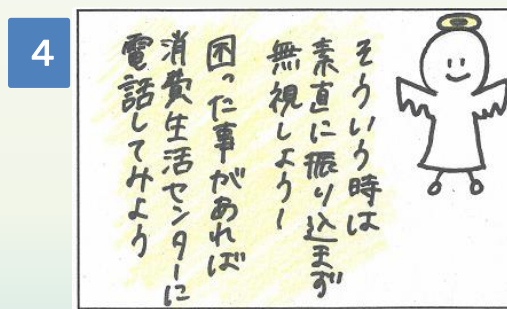
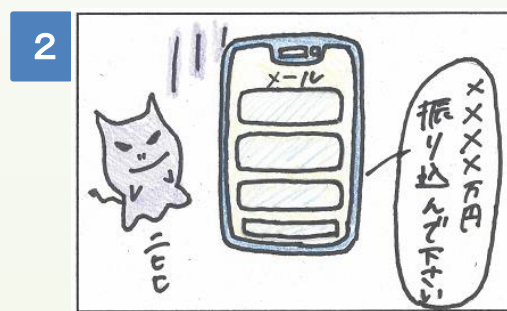
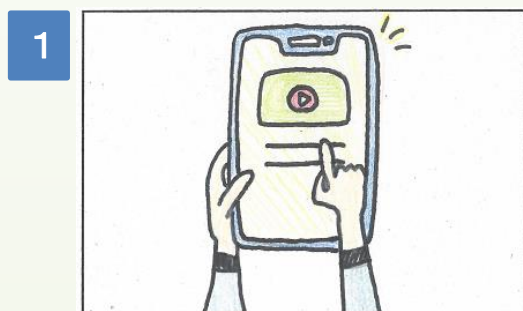
発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**

令和3年5月21日

—第35号—

## それ、ワンクリック詐欺！？



## アドバイス

※裏面に関連記事あり

宇部中央高等学校 岡村 咲希さん 作

※この4コマ漫画は「消費者トラブル防止コンテンツ製作コンテスト2020」漫画部門 入選作品です。

- この事例は、ワンクリック請求と呼ばれ、サイトを閲覧中に「登録完了」画面等を表示することで、契約が成立したと思わせ、利用料等の名目でお金を払わせようとするものです。
- **事業者に連絡しない、お金は支払わないようにしましょう!**  
サイトを閲覧しただけでは個人は特定されません。手続きに必要と称して個人情報を出されるおそれがあるため、決して事業者に連絡せず、支払いもしないでください。
- 画面を閉じて、閲覧履歴を削除しましょう。それでも請求画面が消えない場合は、**IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)**のホームページを参考にしてください。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター等**に相談しましょう。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# 豆知識

## ワンクリック請求は、無視して大丈夫？

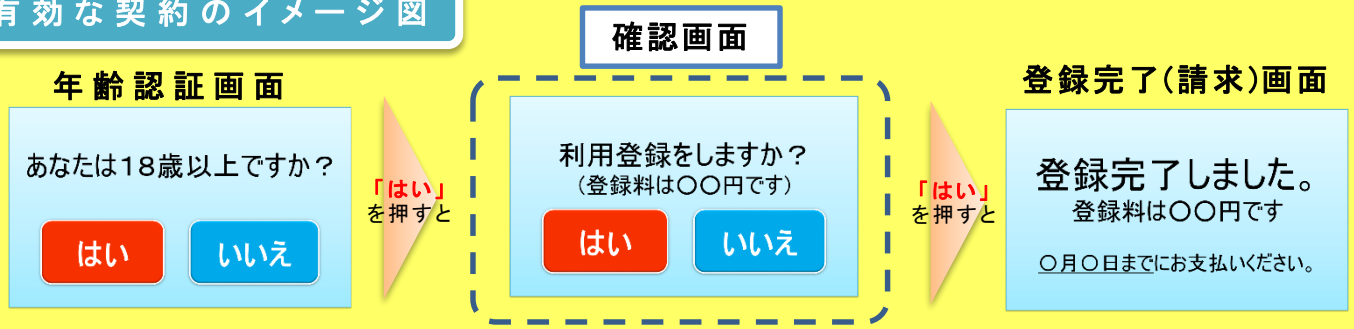
消費生活トラブル情報関連(表面)

確認画面がなく、いきなり請求画面が出るワンクリック請求は、そもそも契約は成立していません。

### 電子消費者契約法では...

- 消費者が契約をする意思がないのに（あるいは契約内容について誤解して）申込みをしてしまった際、事業者が消費者に対して 申込内容を再度確認させるための画面を用意していなかった場合、その 契約は無効 とする。

### 有効な契約のイメージ図



# お知らせ

## 消費者啓発の標語を募集しています！

県では、消費者一人ひとりが、被害に遭わないための正しい知識を身に付け、その知識を適切な行動につなげるきっかけにしてもらうため、消費者啓発の標語を募集しています。

応募資格・応募方法等、詳しくは、山口県県民生活課のホームページをご覧ください

### 募集部門

- A エシカル消費啓発部門
- B 高齢消費者被害防止啓発部門
- C 若年者の消費者意識啓発部門

### 応募先・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号  
山口県消費生活センター消費者政策班  
電話 083-933-2608  
mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syouhi/hyougo.html>

### 応募締切

令和3年6月30日(水)

(当日消印有効)



ハガキ、封書またはメールで応募！

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど